三　算定できない処置

(1)　一般処置のうち次に掲げるもの

イ　創傷処置（六千平方センチメートル以上のもの（褥瘡に係るものを除く。）を除く。）

ロ　手術後の創傷処置

ハ　ドレーン法（ドレナージ）

ニ　腰椎穿刺

ホ　胸腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。）

ヘ　腹腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。）

ト　喀痰吸引

チ　高位浣腸、高圧浣腸、洗腸

リ　摘便

ヌ　酸素吸入

ル　酸素テント

ヲ　間歇的陽圧吸入法

ワ　肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの）

カ　非還納性ヘルニア徒手整復法（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。）

ヨ　痔核嵌頓整復法（脱肛を含む。）

(2)　救急処置のうち次に掲げるもの

イ　救命のための気管挿管

ロ　人工呼吸

ハ　非開胸的心マッサージ

ニ　気管内洗浄

ホ　胃洗浄

(3)　泌尿器科処置のうち次に掲げるもの

イ　膀胱洗浄（薬液注入を含む。）

ロ　留置カテーテル設置

ハ　嵌頓包茎整復法（陰茎絞扼等）

(4)　整形外科的処置（鋼線等による直達牽引を除く。）

(5)　栄養処置のうち次に掲げるもの

イ　鼻腔栄養

ロ　滋養浣腸

(6)　(1)から(5)までに掲げる処置に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な処置